

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	市税収納管理、滞納処分事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、市税収納管理、滞納処分事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

吉川市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市税収納管理、滞納処分事務
②事務の概要	・市税の収納・滞納処分の管理は、国税徴収法・地方税その他の地方税に関する法律に基づき、課税対象とされている住民(法人)を対象に実施している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。 ①市税の収納管理 ②市税の滞納処分に関する管理 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。
③システムの名称	個人住民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名口座システム、収納消込、滞納整理、口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
収納消込、滞納整理、口座管理システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の27、42、44、45の項 ・別表第二省令第20条、第25条、第26条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部収納課
②所属長の役職名	収納課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部収納課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5113
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部収納課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5113

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	個人住民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険システム、中間サーバー	事後	平成28年度より、国民健康保険税の徴収業務を収納課で行うため。
平成28年4月1日	I-3-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）別表第一16の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条、第24条	事後	・平成28年度より、国民健康保険税の徴収業務を収納課で行うため。 ・主務省令関係を追加
平成28年4月1日	I-4-②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」）別表第一16の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第26条	事後	・平成28年度より、国民健康保険税の徴収業務を収納課で行うため。 ・主務省令関係を追加
平成28年4月1日	I-5-②所属長	杉村好美	桜井 健一	事後	人事異動による
平成29年1月16日	IIしきい値判断項目1対象人数 いつの時点の計数か	平成26年9月30日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成29年1月16日	IIしきい値判断項目2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月25日時点	平成28年12月1日時点	事後	
平成30年1月19日	I-4-②法令上の根拠	・番号法別表第二1、2、～117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条～第59条の3	・番号法別表第二117→119、120→削除 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第24条の2、24条の3、31条の2、31条の3、45条の追加	事後	・主務省令関係を追加、変更、削除
平成31年1月25日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、24条の2、24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、31条の2、31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第26条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、24条の2、24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 ・番号法別表第二27、42、44、45の項 ・主務省令第20条、第25条、第26条	事後	・主務省令関係を追加、変更、削除
平成31年1月25日	I-5-②所属長の役職名	桜井 健一	収納課長	事後	
平成31年1月25日	I-7請求先	総務部収納課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5113(直通)	総務部収納課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5113	事後	庁舎移転による
平成31年1月25日	I-8連絡先	総務部収納課 吉川市吉川2-1-1 048-982-5113(直通)	総務部収納課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-5113	事後	庁舎移転による
平成31年1月25日	II1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月25日	II2取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	





変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月24日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	・主務省令関係を追加
令和4年12月23日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	I-4-②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、第9号、別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4	事後	・主務省令関係を修正
令和5年12月25日	I-1-③システムの名称	個人住民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名口座システム、収納・滞納管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険システム、中間サーバー	個人住民税システム、法人市民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名口座システム、収納消込、滞納整理、口座管理システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、国民健康保険システム、中間サー	事後	
令和5年12月25日	I-2 特定個人情報ファイル名	滞納者台帳ファイル	収納消込、滞納整理、口座管理システム	事後	
令和5年12月25日	II 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	II 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	